



## 議 題

### (1) 正副会長の選任について

選出すべき役職名・・・・・・・・会長及び副会長

選出すべき人数・・・・・・・・各1名

#### ※事務局案

役職名	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	坂 井 和 美	水戸商工会議所専務理事	学識経験者
副会長	内 藤 丈 男	水戸市議会議員	学識経験者

#### (参考) 前期の正副会長

役職名	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	石 川 和 宏	水戸商工会議所専務理事	学識経験者
副会長	内 藤 丈 男	水戸市議会議員	学識経験者

#### (参考) 水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例（抜粋）

(会長及び副会長)

第5条 協議会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(2) 令和3年卸売業者取扱高の状況について

※別添, 資料1参照。

(3) 市場再整備事業について

※別添, 資料2参照。

(4) その他

## 水戸市公設地方卸売市場運営協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
関係機関, 団体の役職員	中 村 修	水戸中央青果（株）代表取締役社長	
	鈴 木 敏二郎	茨城県大同青果（株）代表取締役社長	
	川 崎 隆 一	茨城水産（株）代表取締役社長	
	大 谷 勉	常洋水産（株）代表取締役社長	
	佐 藤 圭	（株）茨城県水戸中央花き市場代表取締役社長	
	原 保	水戸青果仲卸協同組合理事長	
	福 地 廣 轄	水戸水産仲卸協同組合理事長	
	小野瀬 吉 彦	水戸市公設市場関連店舗組合組合長	
	庄 司 任 勝	水戸地方総合食品協同組合理事長	
	松 枝 正 男	水戸地方青果物商業協同組合理事長	
	中 村 俊 一	中河内園芸出荷組合組合長	
学識経験者	坂 井 和 美	水戸商工会議所専務理事	
	横 田 幸 子	水戸女性フォーラム	
	椛 崎 ひろ子	水戸市農村生活研究グループ	
	渡 辺 政 明	水戸市議会議員	
	内 藤 丈 男	水戸市議会議員	
	安 藏 栄	水戸市議会議員	
	小 泉 康 二	水戸市議会議員	

## 令和3年卸売業者取扱高の状況について

区分	青果部(2社)				水産物部(2社)				花き部(1社)				合計(5社)	
	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(千本)	前年比	金額(千円)	前年比	金額(千円)	前年比
1月	8,853	93.20	2,241,709	103.50	4,148	94.80	3,546,694	100.60	1,241	94.80	62,031	68.80	5,850,434	101.20
2月	9,323	89.30	2,342,239	99.60	3,866	92.70	3,243,595	96.70	1,278	93.70	72,734	90.20	5,658,569	97.80
3月	9,875	101.60	2,544,592	104.50	4,717	100.40	3,639,768	96.80	2,815	98.20	201,440	125.00	6,385,801	100.50
4月	10,051	107.90	2,442,360	100.80	4,809	125.80	3,669,690	111.40	1,526	124.60	101,909	178.90	6,213,959	107.60
5月	10,123	100.30	2,711,237	103.60	6,003	138.30	3,684,485	104.10	1,543	99.00	118,524	100.20	6,514,246	103.80
6月	9,284	89.60	2,494,583	87.90	5,990	126.80	3,374,349	89.90	1,271	88.30	83,103	106.90	5,952,035	89.30
7月	8,919	102.20	2,094,395	81.70	5,747	110.00	3,908,546	96.20	1,456	85.60	83,189	82.80	6,086,130	90.40
8月	8,359	102.40	2,218,122	88.50	5,986	121.40	3,772,507	94.40	2,311	90.30	155,628	95.30	6,146,257	92.20
9月	8,849	96.80	2,388,049	106.70	5,968	141.00	3,490,347	97.20	2,072	99.30	148,201	102.80	6,026,597	100.90
10月	9,793	89.60	2,083,171	85.50	6,082	128.30	3,644,069	92.80	1,262	91.20	93,171	98.20	5,820,411	90.10
11月	10,083	95.26	2,114,416	105.10	6,594	149.63	3,851,762	103.40	1,429	90.96	107,894	104.40	6,074,072	104.00
12月	10,025	88.40	2,630,545	103.90	7,685	121.10	5,771,705	101.80	2,293	102.50	172,971	109.60	8,575,221	102.60
計	113,536	95.95	28,305,419	97.20	67,594	120.67	45,597,517	98.70	20,497	96.22	1,400,796	103.83	75,303,732	98.22

## 【参考】

区分	青果部(2社)				水産物部(2社)				花き部(1社)				合計(5社)	
	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(千本)	前年比	金額(千円)	前年比	金額(千円)	前年比
平成28年	127,129	97.58	31,670,320	103.52	71,112	102.72	49,006,944	100.66	25,786	93.90	1,703,888	96.76	82,381,151	101.65
平成29年	129,324	101.73	31,103,004	98.21	65,524	92.14	47,494,186	96.91	25,150	97.53	1,586,412	93.11	80,183,602	97.33
平成30年	124,201	96.04	30,721,966	98.77	62,366	95.18	46,498,746	97.90	23,448	93.23	1,496,815	94.35	78,717,527	98.17
令和元年	123,005	99.04	28,374,084	92.36	58,898	94.44	46,045,859	99.03	22,339	95.27	1,412,496	94.37	75,832,438	96.33
令和2年	118,323	96.19	29,121,992	102.64	56,017	95.11	46,196,290	100.33	21,302	95.36	1,349,070	95.51	76,667,353	101.10

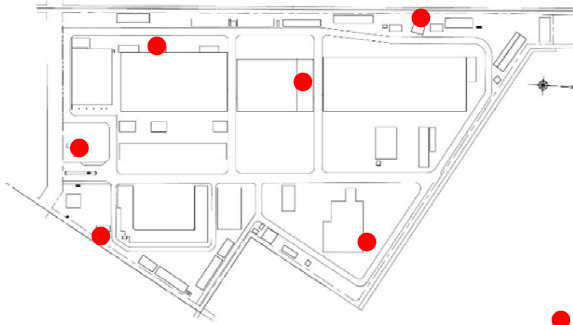
## 市場再整備事業について

主な再整備事業の進捗状況については、次のとおりです。

### 〇水産冷蔵倉庫の改築促進

[実施主体]	水戸中央水産協同組合	
[建物構造等]	鉄骨造2階，延床面積：4,914.91㎡（整備前 3,648.93㎡） 生部屋（－3℃）：425.64トン，F級（－25℃）：4,010.18トン， SF級（－50℃）：529.18トン	
[供用開始]	令和3年4月1日	
[施設の特徴]	〇冷蔵庫を水産棟に近接させ（20m近接：改築前30m，改築後10m），物流コストの削減と，コールドチェーンの確立による品質・衛生管理の向上 〇省エネタイプの冷蔵設備の導入による環境負荷の低減	
[国庫補助]	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
[位置図]		
[完成写真]		
[工事前]		
【関連事業】	ループ道路の整備	
[実施主体]	水戸市	
[道路構造等]	延長：約300m 代表幅員：9.0m	
[竣工日]	令和3年11月	
	 	

## ○非常用電源の拡充

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	非常用発電機6基（うち更新2基）、非常時用照明、業務用コンセント、フォークリフト充電用コンセント等
[完成予定日]	令和4年3月
[設備の特徴]	○水戸市公設地方卸売市場業務継続計画に基づく優先業務に必要なとなる設備へ電力を供給し、可能な限り市場の機能を確保する。 ○無給油で24時間以上稼働する非常用発電機を設置する。
[国庫補助]	強い農業・担い手づくり総合支援交付金
[位置図]	 <p style="text-align: right;">● 非常用発電機6基</p>

### [発電機]



（揚水、フォークリフト充電用）



（中央棟用）

### [非常用照明]



（売場用照明）



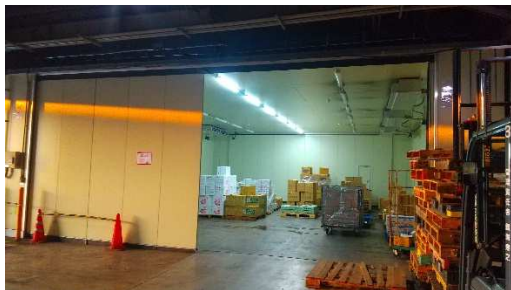
### ○売場の温度管理

[実施主体]	青果部卸売業者2社
[設備概要]	保冷売場・保冷库
[完成日]	令和2年12月, 令和3年3月

[位置図]



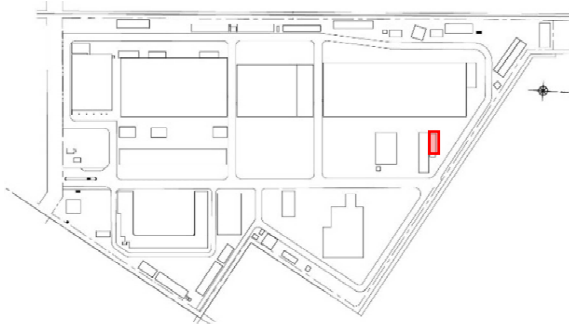
[施設写真]



### ○青果荷捌所の整備

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	構造：鉄骨造平屋 面積：1050.64 m <sup>2</sup>
[供用開始日]	令和3年10月

[位置図]



[施設写真]

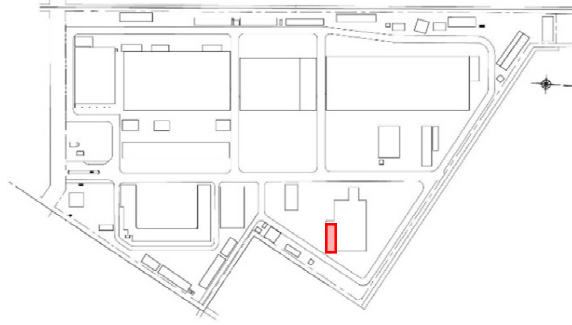




### ○買荷保管所の床の改修

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	施工場所：花き棟買荷保管所
[完成日]	令和元年10月

[位置図]



[完成写真]



(施工前)



### ○防鳥ネットの設置

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	施工場所：仲卸棟及び中央棟売場、青果棟買荷保管所
[完成日]	令和元年11月、令和2年7月

[位置図]



[完成写真]

仲卸棟

青果棟



## ○トイレの改修

[実施主体]	水戸市	
[設備概要]	施工場所：水産棟 2箇所， 関連商品売場棟 2箇所	
[完成予定日]	令和4年2月	
[位置図]		
[施設写真]	水産棟	関連商品売場棟
		




## ○発泡スチロール溶融機の更新

[実施主体]	水戸市	
[設備概要]	処理能力：80kg/時	
[供用開始日]	令和3年1月	
[位置図]		
[施設写真]	溶融後のインゴット	
		

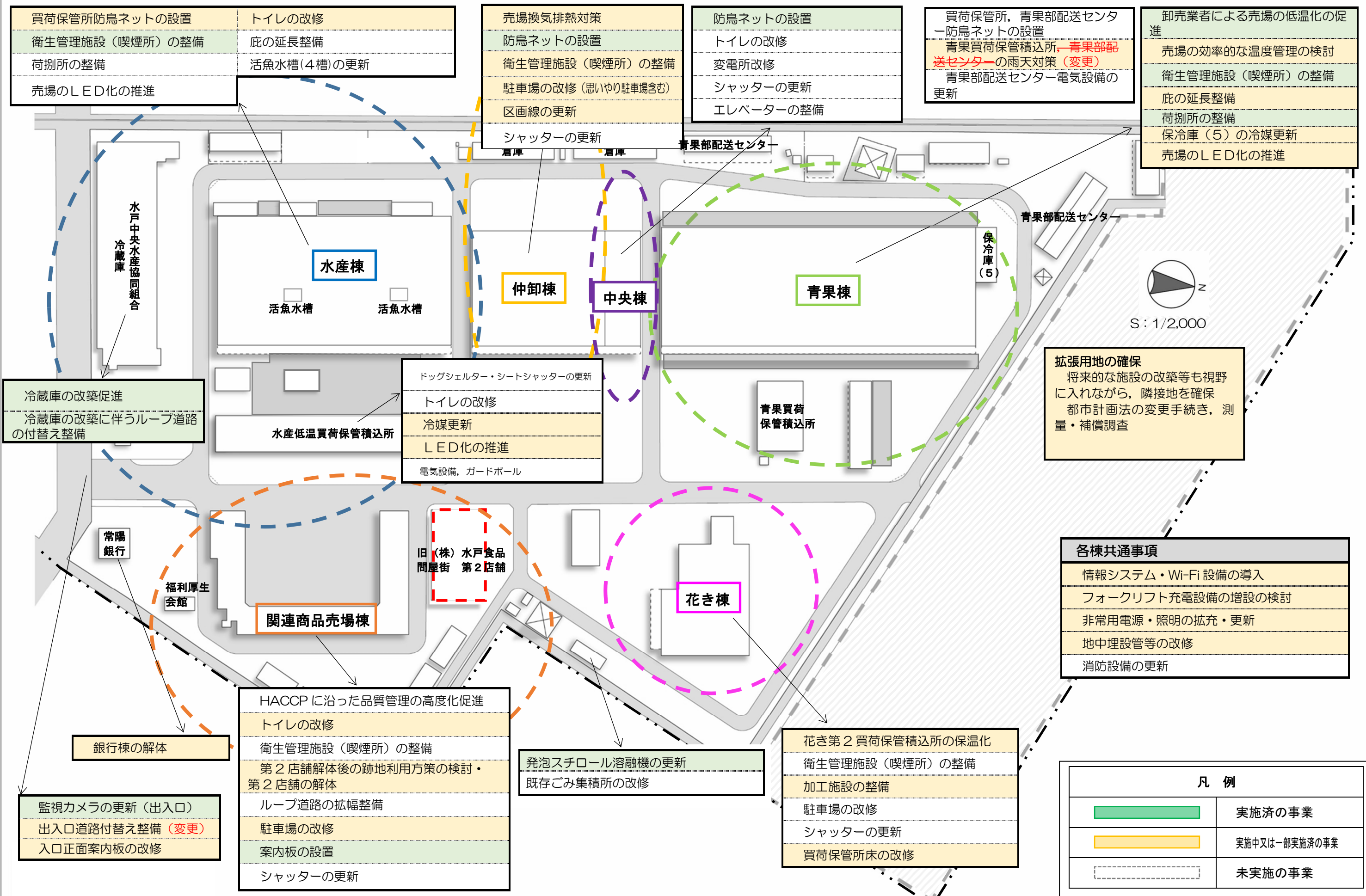
### ○思いやり駐車場の整備

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	施工場所：仲卸棟西側駐車場2区画
[供用開始日]	令和3年3月
[位置図]	
[施設写真]	

### ○喫煙所の整備

[実施主体]	水戸市
[設備概要]	青果棟：3箇所、中央棟：1箇所、水産棟2箇所
[供用開始日]	令和2年度
[位置図]	
[施設写真]	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>青果棟屋内</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>水産棟</p>  </div> </div>

# 主な再整備事業の進捗状況 (令和4年2月時点)



買荷保管所防鳥ネットの設置
衛生管理施設（喫煙所）の整備
荷捌所の整備
売場のLED化の推進

トイレの改修
庇の延長整備
活魚水槽(4槽)の更新

売場換気排熱対策
防鳥ネットの設置
衛生管理施設（喫煙所）の整備
駐車場の改修（思いやり駐車場含む）
区画線の更新
シャッターの更新

防鳥ネットの設置
トイレの改修
変電所改修
シャッターの更新
エレベーターの整備

買荷保管所、青果部配送センター防鳥ネットの設置
青果買荷保管積込所、青果部配送センターの雨天対策（変更）
青果部配送センター電気設備の更新

卸売業者による売場の低温化の促進
売場の効率的な温度管理の検討
衛生管理施設（喫煙所）の整備
庇の延長整備
荷捌所の整備
保冷库（5）の冷媒更新
売場のLED化の推進

冷蔵庫の改築促進
冷蔵庫の改築に伴うループ道路の付替え整備

ドッグシェルター・シートシャッターの更新
トイレの改修
冷媒更新
LED化の推進
電気設備、ガードポール

拡張用地の確保
将来的な施設の改築等も視野に入れながら、隣接地を確保
都市計画法の変更手続き、測量・補償調査

各棟共通事項	
情報システム・Wi-Fi 設備の導入	
フォークリフト充電設備の増設の検討	
非常用電源・照明の拡充・更新	
地中埋設管等の改修	
消防設備の更新	

銀行棟の解体
監視カメラの更新（出入口）
出入口道路付替え整備（変更）
入口正面案内板の改修

HACCP に沿った品質管理の高度化促進
トイレの改修
衛生管理施設（喫煙所）の整備
第2店舗解体後の跡地利用方策の検討・第2店舗の解体
ループ道路の拡幅整備
駐車場の改修
案内板の設置
シャッターの更新

発泡スチロール溶融機の更新
既存ごみ集積所の改修

花き第2買荷保管積込所の保温化
衛生管理施設（喫煙所）の整備
加工施設の整備
駐車場の改修
シャッターの更新
買荷保管所床の改修

凡例	
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>	実施済の事業
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>	実施中又は一部実施済の事業
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; border: 1px dashed black;"></span>	未実施の事業

○水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第59号

(設置)

第1条 水戸市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市公設地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 市場の組織に関すること。
- (2) 市場の管理及び運営に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。